

# 中期目標・中期計画(素案)

群馬大学

平成21年6月30日

## 国立大学法人群馬大学 中期目標・中期計画一覧表(素案)

中 期 目 標	中 期 計 画
<p><b>前文) 大学の基本的な目標</b></p> <p>本学は、北関東を代表する総合大学として、知の探求、伝承、実証の拠点として、次世代を担う豊かな教養と高度な専門性を持った人材を育成すること、先端的かつ世界水準の学術研究を推進すること、そして、地域社会から世界にまで開かれた大学として社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。</p> <p>① 教育においては、1)教養教育、学部専門教育、大学院教育を通じて、豊かな人間性を備え、広い視野と探求心を持ち、基礎知識に裏打ちされた深い専門性を有する人材を育成する。2)学生の勉学を促進する学習環境と支援体制を整備する。</p> <p>② 研究においては、1)各専門分野で独創的な研究を展開する。とりわけ重点研究領域において国内外の大学・研究機関と連携して先端的研究を推進し、国際的な研究・人材育成の拠点を形成する。2)基礎的研究と応用的、実践的研究との融合を図り、産業界や自治体等との共同研究・共同事業を推進する。</p> <p>③ 社会貢献においては、1)地域の知の拠点として、学内外関係機関との連携した活動を通じて文化を育み、豊かな地域社会を創るために活動する。2)知の地域社会への還元を推進し、産業発展に貢献する。3)地域医療を担う中核として、医療福祉を向上させる。4)地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。</p> <p>④ 大学運営においては、1)学長のリーダーシップの下で経営戦</p>	

略を明確にし、教職員の能力を引き出し、自主性・自律性を持って効率的な大学運営にあたる。2)学内での情報の共有化と社会に対する情報発信を促進する。3) 不断の点検・評価と改革を推進し、大学の活力を維持発展させる。

◆ **中期目標の期間及び教育研究組織**

**1 中期目標の期間**

平成 22 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

**2 教育研究組織**

この中期目標を達成するため、別表 1 に記載する学部、研究科等及び別表 2 に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。

**I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標**

**1 教育に関する目標**

**(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標**

(i) 学士課程

豊かな知性と感性及び広い視野を持ち、学士力に裏打ちされた、社会から信頼される人材を養成する。

**I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置**

**1 教育に関する目標を達成するための措置**

**(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置**

(i) 学士課程

- ① 学部の教育の理念・目標に基づく明確なアドミッション・ポリシーを広く周知し、適切な入学者選抜を実施する。
- ② 教養教育においては、幅広く深い教養を涵養し、自然との共生を基盤にした豊かな人間性と総合的判断力を育むために、少人数ゼミ、総合的学習、外国語教育等に重点をおき、国際化に対応できる能力及び情報処理能力など、学士力の基盤となる能力を身に付けさせる教育を展開する。
- ③ 専門教育においては、専門職業人として社会で活躍できるように、専門分野の知識と技能及び実践的能力と問題解決能力を涵養して、学士力を高める教育を展開する。
- ④ 教育成果を向上させるために、少人数学習、グループ討論形式の授業等を展開する。特に教員と学生との対話を重視しながら、問題解決のための調査、分析、結果のまと

(ii) 大学院課程

高い倫理観と豊かな学識に立脚し、実践力を有する高度専門職業人及び創造的能力を備えた研究者を養成する。

め、報告書作成、プレゼンテーション等の技能を修得させる。

- ⑤ キャリア教育を、初年次から専門教育にわたって体系的に実施する。
- ⑥ シラバスに明示した厳格な評価基準により、適切な評価を実施するとともに、必要に応じてGPAによる成績の検証を行う。また、卒業認定の基準に基づき、適正な卒業判定を行う。

(ii) 大学院課程

- ① 研究科の理念・目標に基づく明確なアドミッション・ポリシーを広く周知するとともに、社会人等の多様な学習歴を持つ受験生の資質・能力を適切に評価して入学者を選抜する。
- ② 専門分野の最先端までの知識と技能を修得させるとともに、課題探求・問題解決能力等の高度な研究能力を養成する教育を展開する。高度専門職業人を目指す者は、修得した能力を実践に活かせるよう、研究者を目指す者は、自立して創造的研究活動ができるよう指導する。
- ③ 大学院課程で共通に必要なとされる知識・技能を厳選し、これらを効率よく修得させるための共通カリキュラムを系統的に展開する。また、学部教育と連続性・整合性を持つ体系的な大学院カリキュラムを展開する。
- ④ 効果的に教育を展開するために、セミナー、研究会、学会等に積極的に参加させ、国内外の研究者との交流を通して、教育成果を検証する。  
適切な評価基準を設定し、専門学術誌や国内外で開催される専門学会での発表等を評価する。
- ⑤ 夜間や特定の時期に開講するなど教育方法を工夫し、社会人等のニーズに応える。
- ⑥ シラバスに明示した厳格な評価基準により、適切な評価を行う。  
また、成績優秀な学生の顕彰を行うとともに、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。

## (2) 教育の実施体制等に関する目標

教育課程を効果的に遂行するために、教員を適切に配置し、FD活動及び評価システムを活用して、教育の質の改善を行う。

## (3) 学生への支援に関する目標

多様な学生のニーズに対応した効果的な学習支援を行うため、相談体制を充実するとともに、学生の生活、健康及び就職などの学生生活全般にわたる支援を行う。

## 2 研究に関する目標

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 各専門分野において独創的な研究を世界水準で展開するとともに、本学の伝統をなす実践的、実学的研究と基礎的諸科学との融合を図り、学際的研究分野を進展させる。
- ② 地域社会の諸課題についての研究を行い、その成果を地域社会に還元する。

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標

研究の発展を促進するため、また、大学として重点的に取り組む領域や学部(研究科)・学科(専攻)の枠を越えた複合領域の研究を推進するために、学長のリーダーシップに基づいて研究者等を適切に配置し、施設及び設備などの研究環境を整備する。さらに、国際的競争力を持つ先進的研究拠点の活動を担う人材を育成

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 教育体制を点検し、全学的視点に立って適切な人員配置を行う。
- ② 教員評価、FD活動、学生による授業評価及び学生・卒業生などの意見調査を行い、教育方法を改善する。
- ③ 学生との懇談会を定期的実施し、学生から意見を聴取して、教育方法の改善と教育環境の整備を行う。また、教員の学生指導や教員と学生の意見交換にはICTも活用する。

## (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

大学教育・学生支援機構及び各学部などにおいて、学生の学習支援、生活支援、就職支援、健康支援を行う。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①—1) 研究者の自由な発想と課題設定に基づく多様な基礎研究を推進する。  
2) 本学の特色を活かし、優れた研究教育拠点の形成を見込むことのできる研究をプロジェクト型研究として設定し、重点的に推進する。
- ② 学外組織と共同研究を行う等、地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を推進し、その成果を広く地域社会に還元する。

### (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ① 学長が裁量権を持つ教職員枠により、研究者、研究支援者等の適正配置を行う。
- ② 若手研究者の研究を支援するために研究助成金及び海外派遣助成金を措置する。
- ③ 施設使用面積並びに研究室の配分・配置の見直しを行い、研究スペースを競争原理に基づき重点的に貸与する。

する。

### 3 その他の目標

#### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ① 大学の教育研究の成果を積極的に開放するとともに、地域社会の核となって他大学及び諸機関などとの連携活動を推進し、地域社会の活性化と教育文化水準の向上に貢献する。
- ② 産学官連携活動を一層推進し、研究成果の社会還元を行うなど、社会の多様なニーズに応える。

#### (2) 国際化に関する目標

- ① 海外からの留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣を推進するとともに、国際的視野に立って教育、研究を充実する。
- ② 海外の大学等との学術交流を推進し、教職員の国際交流を積極的に行う。

#### (3) 附属病院に関する目標

患者中心の医療を推進し、安心・安全で質の高い医療を提供する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 地域連携推進室を中心に、公開講座、各種体験教室、高大連携事業等の実施により、地域の振興・発展に貢献する。
- ② 研究・産学連携戦略推進機構を中心に、産学連携活動と知的財産の技術移転活動を推進する。

#### (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 海外からの留学生の受入れ及び本学学生の海外派遣を推進する。また、留学生に対する教育や生活支援等を充実させる。
- ② 教職員の国際交流を推進し、必要に応じて外国人研究者の招聘を行う。

#### (3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ① 医療事故防止・院内感染対策等のための院内安全管理体制を安定的に運用するとともに、患者サービスをさらに向上させる。
- ② 大学院医学系研究科、生体調節研究所、重粒子線医学研究センター等との共同研究により、先進医療及び医療機器等の研究開発を推進する。
- ③ 重粒子線がん治療に向けて体制を整備し、臨床運用する。
- ④ 医療人能力開発センターを中心として、医師、コメディカル等の医療従事者の専門能力を高める教育研修プログラムを実施する。
- ⑤ 自治体及び県内外の医療機関との連携により地域医療の質を向上させるとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育活動を行う。

#### (4) 附属学校に関する目標

- ① 教育学部及び教育学研究科との連携により教育実習等を充実させ、教員養成教育の機能を強化する。
- ② 教育学部及び教育学研究科との共同研究を組織的に展開し、その成果を附属学校での教育に活用する。
- ③ 地域の教育のモデル校として関係教育機関と連携し、地域の教育活動の活性化に貢献する。

### II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

#### 1 組織運営の改善に関する目標

- ① 学長のリーダーシップの下、機動的な組織運営を図り、教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の各般にわたり、不断の見直しを行いつつ、戦略的な学内資源配分を行う。
- ② 教職員の評価を実施し、評価結果を適正に活用する。
- ③ 学長及び役員会を中心とし、適切な人事管理を行う。

#### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標

業務内容の改善を通じて効率的・合理的な業務運営を実現する。

### III 財務内容の改善に関する目標

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- ① 外部研究資金とその他の自己収入の増加に努める。

#### (4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 教育学部の教育実習計画に基づき教育実習の指導内容・方法の改善を図るとともに、教育学研究科の教育課程にも積極的に協力する。
- ②-1) 学部・附属共同研究委員会の活動を充実させ、教育学部及び教育学研究科との共同研究を推進するとともに、学外に向けて研究成果を公開する。
- 2) 地域の教育の充実に貢献できるような、附属学校の先導的・実験的な活用を推進し、その成果を検証する。
- ③ 教育の現代的課題に対応するため、特別支援教育サポートセンターを改組・整備し、地域の教育への貢献活動を推進する。

### II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 教育、研究、診療、社会貢献、国際交流等の分野について重点とすべき内容を精選の上、学内資源の配分を行う。
- ② 教職員の人事評価を定期的実施し、評価結果を給与等に反映させる。
- ③ 運営費交付金、事業収入等に基づく、効率的な人員管理、人件費の運用を行うとともに競争的資金等を活用する。

#### 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

業務内容の簡素・合理化を進め、必要に応じ事務処理体制を見直しつつ、効率的な事務執行を行う。

### III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ①-1) 学内外にまたがるプロジェクト型研究により、大型外部研究資金獲得を目指す。
- 2) 科学研究費補助金等各種外部研究資金の獲得のために、教職員に対する積極的

- ② 附属病院の健全な経営と安定した収入の確保に努める。

## 2 経費の抑制に関する目標

### (1) 人件費の削減

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

### (2) 人件費以外の経費の削減

効率的な予算執行と業務の効率化により管理的経費を節減する。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

### 1 評価の充実に関する目標

自己点検・評価を厳正に実施するとともに、第三者評価等の結果を大学運営の改善に役立てる。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

教育研究その他大学運営全般に関する情報を積極的かつ効果的に発信し、社会に対する説明責任を果たす。

な情報提供と支援を行う。

- 3) 収入の増加を図るため、共同研究の推進等、産学官連携を積極的に進める。

- ② 安定的かつ効率的な病院運営により、収入を確保するとともに、経費の削減に努める。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### (1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

### (2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

各種業務委託の点検及び光熱水量の抑制などにより、管理的経費を削減する。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者評価等の結果を業務改善に反映させる。
- ② 教員評価の結果を踏まえ、教員の諸活動の支援・啓発を行う。

### 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況について、積極的に公開する。

## V その他業務運営に関する重要目標

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- ① 施設の整備方針を明確にし、各キャンパスの特性を踏まえた施設整備を重点的・計画的に行うとともに、点検・評価に基づき有効活用を行う。
- ② 設備の整備を計画的に行うとともに、有効活用を行う。
- ③ 公共施設としてのキャンパス機能を確保するため、人と地球環境に十分配慮した施設整備を行う。

### 2 安全管理に関する目標

安全対策の強化及び安全管理教育の徹底を通して、学生及び教職員などの安全を確保する。

### 3 法令遵守に関する目標

国立大学法人としての使命感・倫理観に立ち、法令及び関係諸規則に基づく公正・透明性のある運営を行う。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ① 施設整備推進戦略に基づき、計画的に整備を行うとともに、施設の点検・評価に基づく有効活用を行う。
- ② 設備マスタープランにより、計画的かつ継続的に教育研究等設備を整備するとともに、有効活用を行う。
- ③ 地球環境の保全に配慮し、多様な利用者が安全かつ快適に利用できるキャンパス整備を行う。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ① 危機管理規則及び教職員安全衛生管理規則などに基づき、修学及び教育研究環境などの安全を確保する。
- ② 安全管理教育を徹底させるため、定期的に安全衛生講習会等を開催する。
- ③ 群馬大学情報セキュリティポリシーを普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を徹底させる。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

研究活動における不正防止、研究費等の適正な経理並びに服務規律等の徹底を図るため、教職員に対する啓発活動等を行うなど、法令遵守を徹底する。

(その他の記載事項) (別紙に整理)

○予算 (人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額 ○長期借入金又は債権発行の計画 ○重要財産の処分 (譲渡・担保提供) 計画 ○剰余金の使途 ○施設・整備に関する計画

別表 1 ( 学部、研究科等 )

学 部	教育学部 社会情報学部 医学部 工学部
研 究 科	教育学研究科 社会情報学研究科 医学系研究科 工学研究科

別表 2 ( 共同利用・共同研究拠点 )

生体調節研究所
---------

別表（収容定員）

平成22年度	教育学部	880人
	社会情報学部	440人
	医学部	1, 295人 (うち医師養成に係る分野605人)
	工学部	2, 100人
平成23年度	教育学研究科	78人 (うち修士課程46人 専門職学位課程32人)
	社会情報学研究科	24人 (うち修士課程24人)
	医学系研究科	460人 (うち修士課程142人 博士課程318人)
	工学研究科	717人 (うち修士課程600人 博士課程117人)
平成22年度	教育学部	880人
	社会情報学部	440人
	医学部	1, 305人 (うち医師養成に係る分野615人)
	工学部	2, 100人
平成23年度	教育学研究科	78人 (うち修士課程46人 専門職学位課程32人)
	社会情報学研究科	28人 (うち修士課程28人)
	医学系研究科	445人 (うち修士課程142人 博士課程303人)
	工学研究科	717人 (うち修士課程600人 博士課程117人)

平成24年度	教育学部	880人
	社会情報学部	440人
	医学部	1,315人 (うち医師養成に係る分野625人)
	工学部	2,100人
平成25年度	教育学部	880人
	社会情報学部	440人
	医学部	1,325人 (うち医師養成に係る分野635人)
	工学部	2,100人
平成24年度	教育学研究科	78人 (うち修士課程46人 専門職学位課程32人)
	社会情報学研究科	28人 (うち修士課程28人)
	医学系研究科	430人 (うち修士課程142人 博士課程288人)
	工学研究科	717人 (うち修士課程600人 博士課程117人)
平成25年度	教育学研究科	78人 (うち修士課程46人 専門職学位課程32人)
	社会情報学研究科	28人 (うち修士課程28人)
	医学系研究科	415人 (うち修士課程142人 博士課程273人)
	工学研究科	717人 (うち修士課程600人 博士課程117人)

平成 26 年 度	教育学部	880人
	社会情報学部	440人
	医学部	1, 335人 (うち医師養成に係る分野645人)
	工学部	2, 100人
	教育学研究科	( 78人 うち修士課程 46人 専門職学位課程 32人 )
	社会情報学研究科	( 28人 うち修士課程 28人 )
	医学系研究科	( 415人 うち修士課程 142人 博士課程 273人 )
	工学研究科	( 717人 うち修士課程 600人 博士課程 117人 )
平成 27 年 度	教育学部	880人
	社会情報学部	440人
	医学部	1, 345人 (うち医師養成に係る分野655人)
	工学部	2, 100人
	教育学研究科	( 78人 うち修士課程 46人 専門職学位課程 32人 )
	社会情報学研究科	( 28人 うち修士課程 28人 )
	医学系研究科	( 415人 うち修士課程 142人 博士課程 273人 )
	工学研究科	( 717人 うち修士課程 600人 博士課程 117人 )

